

次期計画期間中における

介護予防・日常生活支援総合事業（サービス事業）の主な方向性（案）

- いわゆる「みなし指定」で実施している訪問介護相当サービス・通所介護相当サービスは、引き続き事業実施するとともに、本来のサービスの趣旨である自立支援・重度化防止の役割を PDCA サイクルによって推進していく仕組み導入等を検討。
- 元気な高齢者や介護保険を「卒業」された方等の社会参加の機会を確保することを念頭に、通所介護相当サービスの基準上、介護支援ボランティア制度等を活用しながら高齢者をボランティアとして受け入れる努力義務規定を設けることを検討。
（地域密着型サービス（訪問サービスを除く）についても同じ規定の追加を検討。）
- 通所サービスの利用を希望する場合には、まず、短期集中予防サービスである「くらしいきいき教室」を原則始めに利用し、リハビリテーション専門職が関与することにより、アセスメント強化を行うとともに、自立支援・重度化防止を推進し、適切な支援へつなげることを検討。
- 短期集中予防サービスの訪問型サービスとして、リハビリテーション専門職が訪問することにより、居宅における支援や「通いの場」等へつなげる支援等を強化することで IADL の向上、「参加」・「活動」を実現すること等を目的としたサービスを事業化することを検討。
- 「シルバーサロン」については補助基準等を見直し、「通いの場」との違いを明確化することを検討。
- 地域住民が主体となり、支援が必要な高齢者等に対して日常生活における多様な困りごとに対する支援を行う活動について事業として位置づけることを検討。
- 「通いの場」応援隊については、「介護支援ボランティア制度」を活用して事業実施しているが、これ以外の方策についても検討。
- 「おいしく食べよう訪問」は廃止を検討。